

## 後白河と清盛

北爪真佐夫

---

### はじめに

- (1) 二条天皇の親政と清盛の太政大臣就任
- (2) 叢山の衆徒蜂起と平家
- (3) 任官問題と徳子入内
- (4) 南都北嶺の衆徒蜂起
- (5) 師長の太政大臣と重盛の内大臣
- (6) 後白河法皇と風流

むすび

### はじめに

保元・平治の乱（1156・59）後の平氏一門の政界進出はとみに活発であって、石母田正氏は「平治の乱より1167（仁安二）年清盛が太政大臣になって、いわゆる平家の栄華がきずかれるまでの8年間における平家一門の政界進出の速さは、武力を基礎とした新しい勢力の台頭にたいして宮廷貴族がなんらなすこともなく狼狽していることによって説明される」<sup>(1)</sup>と指摘されておられる。確かに清盛は父忠盛の死後、平家の棟梁となり、平治の乱の翌年には正三位参議となっている<sup>(2)</sup>。12世紀60年代の初めにはすでに「権中納言平清盛家政所下文」<sup>(3)</sup>を掃部充佐伯景弘に発給しているから公的に認められた家政機関を設置していることは確である。こうした清盛の官職についていうなら1161（応保元）年権中納言、1165（永万元）には権大納言、翌66（仁安元）年十一月には内大臣、ほぼ一年後の67（仁安二）年十二月には太政大臣に補任されている<sup>(4)</sup>。しかも、注目すべきは官位の任命そのものに関してもかなりの発言権をもっていたのである。後白河は「除目叙位僧事等」については清盛と打ち合わせて決めていたという<sup>(5)</sup>。「僧事」とは僧侶の任官などのことである。つまり「叙位除目」いいかえれば「官位」の任命権について平家物語では平氏との関係に関し以下のように述べている。

① 吉事のみうちつづいて、太政大臣まできはめ給へり。子孫の官途も龍の雲に昇るよりは猶すみやかなり<sup>(6)</sup>。

- ② 叙位除目と申も偏に此時忠卿のままなり。楊貴妃が幸し時、楊國忠がさかへしが如し。世のおぼえ、時のきらゝめでたかりき。入道相国天下の大小事をのたまひあはせられければ、時の人平関白とぞ申ける<sup>(7)</sup>。
- ③ 其比の叙位除目と申は、院内の御はからひニも非ず、摂政関白の御成敗にも及ばず。只一向平家のまゝにてありしかば、徳大寺、花山院もなり給はず。入道相国の嫡男小松殿大納言の右大将にておはしけるが、左にうつりて、次男宗盛中納言にておはせしが、数輩の上薦を超越して、右にくはゝられるこそ、申斗もなりしか<sup>(8)</sup>。

①は清盛一門の官途昇進の速さをいっているのである。②は恐らく平家の全盛期をさしてのことであろうが、叙位除目=諸臣任官の公事については建春門院滋子の兄である平時忠卿の意のままで、清盛はこの時忠と「天下之大小事」について相談して行ったため、時のは時忠のことを「平関白」と申したというのである。③は清盛の嫡男重盛が左大将、次男宗盛が中納言で右大将になった時期あたりを指しているもので、この頃の叙位除目は「院・内」=院・内裏の計らいで行われるものでもなく、摂政関白の裁定によるものでもない。ただもっぱら「平家の意のまま」であったといっている。以上の②と③はかなり誇張があり現実には後白河上皇などのしたたかな抵抗があったことはみておく必要がある。ところでここでは保元、平治の乱以降の平家の政界進出の経路の一つである「官位」の問題にふれたに過ぎないが、この問題を含めて以下ではこの時期の「世間」と対比される「寺院勢力」の問題、儀礼化されてある意味では貧弱な公卿を中心とする政治にふれながら1160～1170年代の政治経済上の諸問題を検討することにしたい。

## (I) 二条天皇の親政と清盛の太政大臣就任

後白河上皇というと専制君主と考えがちであるが、初めからそうだったわけではない。また、保元・平治の乱以降では前述の如く急速な平氏の政界進出がみられるわけで、この点での制約があったことは確かなのである。1155（久寿二）年7月、近衛天皇が死去したため急拵後白河は即位することになったが、翌年7月には今度は鳥羽法皇が死去したことによって崇徳上皇方から攻撃をうけたのである。これが保元の乱で、後白河は乱後の閏9月に保元新制七ヶ条を発布し<sup>(9)</sup>、10月には記録所を設けて権門勢家の荘園整理を行っている。だがこの後白河天皇の親政は僅か三年程で、1158（保元三）年8月には皇位を皇太子守仁親王に譲り自らは上皇となり院となっている。こうして即位した二条天皇の政治については次のような評価がある。

凡御在位之間、天下政務一向執行、不奏上皇、被仰含関白也<sup>(10)</sup>

つまり、この二条天皇の在位（1158～1165）はほぼ七年間で、この間の天下政務=朝政は自ら一切を執行し、後白河上皇には奏上することなく、関白基実に諮詢することすませたというのである。この点については慈円も同様な指摘を行うとともに、天皇と平家一門の関係についても以下のようにいっている。

サテ主上院二条，世ノ事ヲバ一向ニ行ハセマイラセテ，押小路東洞院ニ皇居造リヲハシマシテ，清盛ガ一家ノ者サナガラ其邊ニトノ居所ドモ造リテ，朝夕ニ候ハセケリ。イカニモイカニモ清盛モ誰モ下ノ心ニハ，コノ後白河ノ御世ニテ世ヲシロシメスコトヲバイカガトノミイミジクハカライテ，アナタコナタシケルニコソ，我妻ノヲトド小弁ノ殿ハ院ノヲボエトシテ皇子ウミ参ラセナドシテケレバ，ソレモ下ノ思フヤウドモ有ケン。（傍点筆者）<sup>(11)</sup>

上記の如く慈円もまた二条天皇の親政を指摘するとともに、清盛一門の者たちが東洞院の皇居の辺りに宿直所などを造ってあけくれ勤仕したといっている。しかしながら後段でいっているように、清盛もその外の人々も後白河上皇が院政を行うことに本心では不賛成であったため清盛としてはあちらにもこちらにもたいへん氣を使って奉仕したということであった。また後白河院と清盛との関係については時忠の妹滋子が皇子を生んでいることも重視している点が注目される。いずれにしても、後白河院の推挙もあって清盛は二条天皇の治世で権大納言にまで進んでいるのである<sup>(12)</sup>。

次に、1164（長寛二）年閏10月、権大納言藤原経宗が右大臣に、九条兼実が内大臣に任命されている<sup>(13)</sup>。翌年の6月には、二条天皇は二歳の皇子順仁親王（六條天皇）に皇位をゆずり<sup>(14)</sup>、憲仁親王が東宮となった。この結果、平時忠は次代の天皇の外戚として権勢を振るうことになり叙位除目は平家物語によればもっぱら彼の手中にあったといわれている。ついで、1166（仁安元）年10月、憲仁親王（後の高倉天皇）が皇太子となり、以下のメンバーが東宮傳などに任命されている。

東宮傳	内大臣兼実
大 夫	清盛卿
権大夫	邦綱卿
亮	教盛卿
権 亮	右中将実守朝臣
学 士	式部大輔永範朝臣
大 進	光雅 知盛
小 進	棟範

(15)

皇太子に奉仕する職務の随一である東宮傳には内大臣の兼実が任命され、東宮坊、すなわち皇太子の御所の内政を掌る大夫、権大夫、亮、大進などは清盛をはじめ教盛、知盛など平氏一門で固めている。ところで翌月には東宮傳の兼実が内大臣より右大臣に昇進している。これは同日、右大臣経宗が左大臣に転じ、清盛が内大臣に任命されたからであった。もっとも、これはこの年の7月に摂政基実が死去し、後任の摂政には藤原基房が就任し、同年10月11日に左大臣を辞したからである<sup>(16)</sup>。この基実の室は清盛の娘盛子であって、清盛とは極めて密接な関係にあったのである。基実の死去後はその所領の大部分を盛子が相続することになり<sup>(17)</sup>、後年相続問題を惹起す

ることになるのである。

1167（仁安二）年正月、憲仁親王（東宮）が後白河上皇の御所に「拝観」のために行啓することになった。ところで当日の東宮の還御の供奉にあたったのは大夫平重盛、権大夫藤邦綱のほか公卿はただ二人であったという。しかも重盛と邦綱のいうところによると、この日の東宮の行啓の遅れに怒った後白河上皇は平時忠と邦綱らを譴責し、摂政基房をも叱責したという<sup>(18)</sup>。また、月末には天皇が年初に上皇、皇太后的御所に行幸され「朝観」が行われた。ところがこの日の供奉を怠った蔵人中務権少輔延俊は解任となり、少将藤原泰通は御馬を引くべき次將であったのに遅参したため恐懼しているという。こうしたこのところの官人貴族の怠慢などに対する処分について摂政基房は「凡近日朝務、不論罪科輕重、大略解任、未曾有事也」<sup>(19)</sup>などと兼実にいっている。ここにはかっての二条天皇の治世とは異なって官人に対する後白河のきびしい態度をみるとができる。これは二条天皇と関白基実にかわって幼帝六条天皇と摂政基房になり、詳述するところがなかったがいわば親政派の地位が低下し、後白河としても前述のような多分に専権的・恣意的処分が行えるようになった故であろう。

さて、1月末には憲仁親王の母三位滋子が女御宣旨をうけている<sup>(20)</sup>。この滋子は平時忠の妹で、初めは後白河上皇の妹上西門院に仕えていたが後白河の寵愛をうけて「後宮」に入り、1161（応保一）年には従三位、今度は「女御」となったのである。翌月には前述したように、平清盛は太政大臣に任命され大納言忠雅は内大臣となっている。この日の「任大臣」について兼実は以下のように記している。

#### 今日任大臣

太政大臣清盛 元内大臣

賜兵仗 府生已下、如執政臣

蒙輦車宣旨、叙一位、

内大臣忠雅、大納言、右大将

大納言 公保 重盛

中納言 成親 忠親

参議 実綱、時忠、共貫主也  
実綱任右大弁、時忠任右兵衛督

蔵人頭 実家、即還任中将<sup>(21)</sup>

信範、權右中弁俊經為上薦

以上が、この日二月十一日の任官者たちで清盛は兵杖を賜わり府生已下は摂政などと同じ待遇だったのである。また清盛の子息重盛が大納言に、時忠が参議となっている点も注目される。こうして平氏一門の官界進出は一応の成功を収めたことになるが、清盛は太政大臣を五月には辞しており<sup>(22)</sup>、翌年の二月あたりから病氣となり彼の政治的影響力にも一時的にかけりが生じている。兼実は清盛の病気について以下のように記している。

- (1) 自去二日前大相國惱寸白云々，一昨頗以減氣，自昨日增氣云々，事外六借云々，天下大事歟，上皇來十六日可有御下向云々<sup>(23)</sup>
- (2) 前大相國申時許出家云々，所惱重故歟，八條女院可被渡新所云々，而依大相國危急延引了，六條東洞院云々，猶々前大相國所勞，天下大事只在此事也，此人夭亡之後，亦以衰弊歟（傍点筆者）<sup>(24)</sup>

(1)ではすでに清盛は太政大臣を退いていることが解るし、病氣は寸白=条虫などの寄生虫により生じたもので、病はことのほか難しく「天下大事」といっている。(2)では清盛が出家したといいこれは病が重い故かともいっている。いずれにしてもこの清盛の病によって政治的にも一定の影響が出ているし、上皇も清盛を見舞うために六波羅に赴くという<sup>(25)</sup>。こうして二月中旬にはこの清盛の病に対して「非常赦」を行ったという<sup>(26)</sup>。ところでこうしたさなかの二月中旬、東宮に参上した兼実は女房から六条天皇の譲位のことなどの相談をうけている。

昨日俄出来事云々，上皇有思食事御出家事歟，且因之令急給，又前大相國入道所惱已危急，雖不增日比，更非有減氣，且彼人夭亡之後，天下可亂，依如此等事，頗急思食事歟（傍点筆者）<sup>(27)</sup>

六条天皇の譲位のことは昨日にわかに起きたことだという。これは後白河上皇が出家したいという意向があつて急がれたのか、清盛の病によるのか、いずれにしても以上のような理由で譲位を思ひ立たせたのである。こうして二月十九日の摂政の閑院第を借りて六条天皇は皇太子憲仁親王に譲位している。天皇の在位はわずかに二年九ヶ月であった<sup>(28)</sup>。この結果、三月には皇太后となった滋子に院号が宣下されたのである。

以皇太后宮為院号云々，未曾有事也，末代朝政皆如此，非国母并太上皇，執柄等女異靜，后宮院号，凡言語不及事也，可謂幸人々也（傍点筆者）<sup>(29)</sup>

兼実はこのような滋子に対する院号宣下はいまだかつてなかったといい、末代の「朝政」は皆このようなものと嘆いているのである。これは後白河上皇の滋子に対する寵愛によるもので、こうしたことに対する批判的な兼実も結局は「幸の人々」といわざるをえなかったのである。これ以後、後白河はこの滋子と行動をともにすることが多くなり、平氏との親密さも深まっていくように見受けられるのである。

## (2) 叢山の衆徒蜂起と平家

1169（嘉応一）年6月、後白河上皇は出家して五十日間「逆修」を始めている。当日は

戒師 三井寺長吏前大僧正覚忠

唄 法印公舜 法印憲覚

剃手 法印尊覚 法印公顕<sup>(30)</sup>

といったメンバーであった。参会者は僧は勿論多くの公卿らが参加した。このときの戒師は延暦寺の別院として再興された三井寺＝園城寺の長吏前大僧正覚忠が務めたのであるが、その寺は周知のように延暦寺内の円仁門徒と円珍門徒の対立から両者は分離し、延暦寺を山門と呼ぶのに対して後者は寺門といい、以来抗争が続き三井寺の方はたびたび焼き打ちにあってるのである<sup>(31)</sup>。いずれにしろ、後白河は寺門派の三井寺の長吏前大僧正覚忠を戒師としていることであきらかに彼らを顛覆しているのである。ところで南都の興福寺や北嶺の延暦寺は3~4,000人の衆徒大衆を擁していて寺家勢力内部の対立の他に朝廷に対してもしばしば強訴をくり返して対立していたのである。すでに白河上皇は「加茂河の水、雙六の賽、山法師、是ぞわが心にかなはぬもの」<sup>(32)</sup>というようになげかせていたのである。

1169（嘉応一）年12月、例の如く延暦寺衆徒が日吉神輿を奉じて大内に押しかけているが、これは院の寵臣中納言藤原成親知行の尾張国で目代右衛門尉政友と日吉神人との間で不慮の「鬪乱」となったことが発端であった<sup>(33)</sup>。延暦寺衆徒はさっそく尾張国守でもある中納言藤原成親の解官と備中国に流罪とすることを求めたのである。院は公卿を召して目代を禁獄にすることを議定したことを告げたが、衆徒は納得しなかったのである。こうして公家側では成親卿の解任と備中国への流罪を決めたため衆徒側は一応の目的は達したとして神輿を奉じて帰山に応じたという<sup>(34)</sup>。だが返答のあった翌日、後白河法皇は天台座主明雲に対して延暦寺、園城寺、東寺のうちから選んで天皇の「御持僧」に任命することを止めると通告している。これは今度の蜂起に各寺院が同意して禁裏に参上したからであるという<sup>(35)</sup>。また月末には権中納言右衛門督平時忠と蔵人頭権右中弁平信範の二人を解任し、時忠は出雲、信範は備後に流罪とするという。これは彼等が今度の成親に対する衆徒の訴へを奏するにあたり不実があったため咎められたのだという<sup>(36)</sup>。他方で院の寵臣成親卿は召還となったという。これを知った延暦寺の衆徒大衆は認めがたいとして年あけ早々再度の発向となっている。後白河法皇はこれに対して検非違使に西坂下の警固を命じ違犯者は射殺するよう指示したという<sup>(37)</sup>。また月末には院で延暦寺の衆徒大衆の訴へ二ヶ条について議定している。一つは成親卿を配流することと、時忠卿と信範卿を召還するというものであったが諸卿の見解は一つにはまとまらなかったという<sup>(38)</sup>。以上今度の強訴の経過で注目すべき点が認められるのでここでその一二について指摘しておきたい。

第一点は、院側の主張では衆徒らが内裏に参内して主上に訴えたのは不当で、座主らに対して早く院に参上するよう呼びかけていることである。それでも、もし衆徒らが院参しないならば叢山に追いかえすことになる。座主自らが僧綱已講などを引率して院参するならばその時には事実を調査して沙汰するであろうといっている<sup>(39)</sup>。これに対して衆徒側の主張は以下のようであった。

載報之条、全不可、仍參于内裏、如此時雖幼主參内、是恒例也、更以不可參院、只不奉裁許之仰者、不可歸本山、神輿又不可奉迎（傍点筆者）<sup>(40)</sup>

つまり衆徒側の主張はあくまで交渉相手は主上であり、このようなときには幼主であっても参内して訴えるのは恒例で院には参内しないとして院の要請を拒否しているのである。しかも、ただ裁許の仰せがなければ本山に帰るべきではないし、神輿もまた迎え奉ることないと強硬なのである。第二点は院は例によって平重盛に命じて早く衆徒を追い返すよう指示したが、すでに夜間なので明朝発向するという返事だったという。こうしてこれを聞いた衆徒らは翌朝にはみな洛中を退散していたという<sup>(41)</sup>。これは翌朝になれば檢非違使に加えて重盛軍を敵とすることになるから得策ではないと判断したからであろう。もっとも実は延暦寺と平氏とはお互いに通じ合う関係にあったのである。第三は、今回の蜂起に対する態度である。兼実は今回の院の態度について以下のように述べている。

抑、沙汰之次第、尤不便々々、一切不可有裁許之由被仰、而衆徒參洛之時、忽然申裁許不似朝政歟、又兼不被儲軍兵歟、有若亡沙汰也（傍点筆者）<sup>(42)</sup>

つまり、兼実は「朝家」は最初は衆徒の訴えには一切裁許しないといっていたのがいざ衆徒が参洛すると突然裁許するという。これは「朝政」に似ざるものである。また兼て軍兵を発向しないのかするのか非常にあいまいな命令であるなどと論評している。さて、寵臣藤成親を極力擁護することに務めた後白河法皇も最後的には処分しなければならなくなつたのは1170（嘉応二）年二月の初めで<sup>(43)</sup>、その一ヶ月程前の正月六日の叙位の「聞書」をみた兼実は今度は特別のことはないといっている。だが小除目があつて成親は右兵衛督に任じられ檢非違使別当となつたため「世間」を驚かしたといっている。なおその時には左近中将頼定朝臣を藏人頭に任じているのである<sup>(44)</sup>。この時期では最も重要な檢非違使別当と藏人頭をこのような人物に復活させているのが注目される。つまり、この除目はそれ以前の時忠（右兵衛督）、信範（藏人頭）の解任の闕を補うもので、これにより成親らの処分は取消されたかたちになっている。

さてこの年の一月の初旬、参議平頼盛は清盛の命により福原に向うといふ。翌日には権太納言平重盛も行くといふ。兼実はさすがに再び山僧が上洛するとの風聞があるので重盛の福原行きは問題だといっているのである<sup>(45)</sup>。なお前述のように院の近臣成親を特別扱いしているのは「寵臣」であるからではあるが、その他に後三條天皇の延久の莊園整理の実施以来、白河、鳥羽、後白河院らは強力に莊園整理を行ってきたのであって、巨大な莊園領主である南都北嶺の諸寺院とはこの面でも対立していたのである。尾張国守であり院の近臣である成親は後白河の意向の有力な推進者なのであってこのように極力擁護する必要があったのである。

次に、この時期の後白河と清盛との関係を示す一事例をあげておきたい。というのはこの年の4月、後白河法皇は東大寺で受戒するため南都に下向したいといふ。一方の清盛も二年程前の大病の折りに出家したことはすでにふれたところであるが、清盛も同じく南都で受戒するといふ<sup>(46)</sup>。こうして信仰上や供養などでしばしば両者は行動をともにしているのである。

次に、この年の四月下旬に臨時の除目があつて平重盛が権太納言に、かの権中納言成親が別当

右衛門督に還任となりまた権中納言信基が左衛門佐となっている。兼実は重盛の権大納言に註記して「六人也」と記しているが、<sup>(47)</sup> 令制下の大納言の定員は4名で平安末期に入ると増加していくのである。権大納言を含めると九人位の例もあるが6名は多いといえるのである。こうした平氏の公卿などえの昇進は摂関家をはじめとする公卿や殿上人にとっては脅威であり瑣末なことでトラブルとなるのである。数年前、信章朝臣は摂政基房との乗逢の時に空車の由を称して車を下りなかったため破られて遂電したという事件があったが、<sup>(48)</sup> 同様なことが摂政基房と平重盛の嫡男越前守平資盛との間におきている。つまり、この年の七月、後白河法皇の出席を得て法勝寺で御八講が行われた。これに出席するため摂政基房は法勝寺に参る途中で女車に乗った資盛と行き逢った折りに舍人居飼らは資盛の車を打ち破るといった狼藉を行ったのである。これは殿下（基房）のお通りといわなければ「下馬之礼」一つ取るでもなく突き破って通ろうとしたのがことの発端であったという<sup>(49)</sup>。つまり、摂政側の舍人居飼らは平資盛らが礼を欠いていたことから無礼を咎めんとして狼藉に及んだということであった。だがことは平氏一門の資盛であったことから事柄の重大さにきずいた基房は右少弁藤原兼光を使使としてかの舍人居飼らを相具して重盛の許に遣わし「任法可被勘當」<sup>(50)</sup>として謝ったが重盛方では返上したという。この事件の二日後に人々がいうには重盛は今度の「乗逢の恥辱」に大に怒っているというし、摂政基房方は上薦隨身ならびに前駆七人に対して勘当などの処分を行ったという<sup>(51)</sup>。さらに事件後二週間ほど経た後でも次のようなことがあったという。

昨日摂政被欲參法成寺、而二条京極辺〔ニ〕武士群集、伺殿下御出云々、是可揚前驅等之支度云々、仍自殿遣人被見之處、已有其実、仍御出被止了云々、末代之濫吹、言語不及（中略）  
是則乘逢之意趣云々<sup>(52)</sup>

つまり、摂政基房は上記にみるように法成寺に出掛けるつもりであったが、二条京極辺りに武士が群集し摂政の御出を伺っていると聞き人を遣わして確認したところ事実であったため出掛けのを断念しているのである。こうした重盛らの待伏に関して兼実は「末代之濫吹」であるといい、これは過日の「乗逢之意趣」といっているのである<sup>(53)</sup>。こうして三ヶ月程たった月末、摂政基房が参内の途中の大炊御門堀河辺で武勇者により前驅らが馬より悉く引き落とされるといった「意趣返し」に遭遇しているのである<sup>(54)</sup>。こうした問題が生じたのは平氏と親交のあった摂政基実から基房にかわったことも一因であろうが、なんといっても殿下=摂政のお通りといわなければ「下馬之礼」一つ取るでもなく突き破って通ろうとしたのがことの発端といわれていることである。つまりは院政期、それも平氏の発展期に入って摂関家の実質的地位が急激に低落したことも大いにあづかっていたことも確かなのである。

### (3) 任官問題と徳子入内

1170（嘉応二）5月の末日、僧の任官の事があり例の如く「聞書」をみた兼実は以下のように

記している。

興福寺權別當法印覺珍任權僧正，六僧正希代事也，未曾有云々，此外大小僧都，律師，法印，法眼，法橋，凡其數不知幾多，不遑具記，其中教緣敘法印，人以許之，顯智同叙，世上不為可云々，併莫不驚耳目（傍点筆者）<sup>(55)</sup>

まず、興福寺權別當法印覺珍が權僧正に任じられ「僧正」が六人となったことは「希代」であり「未曾有」といっている。というのははじめはこの僧正は僧官僧綱の最上位に位置し一人であったのが上に大僧正、下に權僧正がおかれ人数がふえることになったのである。それにしても兼実としては權別當を含めて六人となったことを前述のように「希代」などといっているのである。ところでこの日多くの僧都が律師等に任じられたが教緣が法印に叙せられたのは人は許したが同じく法印に任じられた顯知については世上ではその「法器」にはふさわしくないと認めなかつたという。いずれにしても、上記のような僧官の増加は權門寺社の勢力拡大の産物であろうし、鎮護国家のたてまえからして僧都はこのように大僧正以下の僧官に任命され序列化されていたのである。なお、この僧官を世間の官職との比較でいえば大僧正は二位大納言、僧正は二位中納言、權僧正は三位參議に比せられている。次に僧都の問題でいうとこの年の8月に、右大臣兼実の弟、三井寺の法印道円が死去している。この報に接した兼実は以下のように述べている。

聞此事之後，心神失度，哀慟無雙，同兄弟之中，親昵異他，凡云法器，云心操，末代難出來之人也，可惜可悲（傍点筆者）<sup>(56)</sup>

病のため起居もままならなかつた兼実は藤原頼輔朝臣を三井寺の覺忠僧正の許に遣わし弔問している。兼実はこの法印道円について同じ兄弟でも他と異なつて親昵であったといつているようにそのことが心神度を失う程だったのであらう。勿論それだけではなく兼実は彼の「法器」や「心操」において末代ではあらわれ難い人といつているのである。前者にいう「法器」とは仏法をうけるに足る能力、仏道修業をするに足る器量を備えた人に対しこのよう「器」という語が使用されたのである。武家の分野でいえば少し時代が下るが「頼朝適稟武器之家，雖運軍旅之功，久住遠國之（傍点筆者）」<sup>(57)</sup>とか「當時親能廣元雖在京候，元自非武器候」<sup>(58)</sup>といった例がある。この場合は代々の武芸の器量を備えた家を継ぐといった意味で彼らは前述の「法器」（仏法）や「武器（武芸）」を通じて國家に奉仕しているのである。さて、この道円の死去に悲嘆にくれていた兼実は9月になって兄摂政基房の行動について問題視しているのである。つまり、道円死去後五十日も経過していない時節に基房は平等院の別当を伴つて宇治に行って遊興にふけつていたというのである<sup>(59)</sup>。

次に、この年の12月、明年の元服に「上寿」を勤めることになった源資賢が中納言に任じられている。「上寿」とは朝廷の宴会などで「寿」をたてまつることをいうが、この場合は高倉天皇の御元服であった。兼実はこのときの除目について「中納言九人例始之，希代事也」といつてい

る。他方で「僧事」では兼実の推挙で山阿闍梨道快が法眼に任じられている<sup>(60)</sup>。さて中納言九人についていうと中納言は8世紀の初めに大納言の定員を二名に減じて中納言三名としたのにはじまる。だが定員は漸次増加し、11世紀の初めには8名などの例がみられ今度はどうとう九名になったというのである。だが翌年4月には小除目があって兼実は「權中納言平時忠<sup>乘闕</sup>，十人始九人例，例始歟，宗盛<sup>今人如此，未曾有之</sup>」<sup>(61)</sup>と記している。つまり、「中納言十人例」の始めかといい、宗盛のときにも「九人例」の始めともいっている。前述の兼実は源資賢の權中納言の任官に関連して「九人例」の始といっているが両者が同日に權中納言に任じられているからであろう。しかも、九人とか十人になるにあたって平宗盛や平時忠など平氏一門の昇進にかかわって人数が増えたため時忠や宗盛が名指しされたのであろう。以上のような官人増の問題については鎌倉期をさしているものと思われるが、この点について慈円は愚管抄で「ヲサマレル世」では官は人を求め、「乱レタル世」では人は官を求めるといっている<sup>(62)</sup>。さらに

コノ比ノ十人大納言，三位五六十人，故院ノ御時マデモ十人ガ内外ニテコソ侍シガ，ユゲイゼウ，ケビイシハ數モサダメラズ，一度ノ除目ヲミレバ，韁負尉兵衛尉四十人ニヲトルタビナシ，千人ニモナリヌラン<sup>(63)</sup>

ともいっている。ここでは二位の大納言や三位の人数とともに韁負尉や檢非違使の定員は定つていず多大な数となっていることを指摘している。勿論、ここでの慈円のいっている「乱レタル世」とは単なる「戦乱」の世という意味でなく「末法」の世、平安末期以降を指しているのであろう。

さて、1172（承安二）年には、後白河法皇は3月と10月に「福原」を訪れているが、いずれも「仏事」にかかわることであった。「福原」については後述することになるが、3月の「仏事」は「太上法皇於入道相國福原亭供養千僧持經者，三ヶ日被行之」<sup>(64)</sup>というものであり、十月は「入道太政大臣於播州輪田浜修千壇阿弥陀「堂」供，上皇去十三日臨幸，令修法華經給」<sup>(65)</sup>というものであった。後述するが二年前と前年にも後白河は「福原」を訪れているのである。さて三月の福原千僧供養で後白河法皇は導師法印公顕の説法にいたく感激し「僧正」に任ずる意向であるという<sup>(66)</sup>。二日後には事実となったがそれは以下述べる形態で実施されたのである。

公舜法印，一日可被加僧正之由，注申云々，公顕ハ公舜之弟子也，縱雖非弟子，一門之後進，以何事，可越公舜哉，況於弟子哉，只一日被任即可辭云々，自撰政之許，被申説云々，公顕之上薦法印十三人云々，言語不及事也，未聞説法之勧賞被任僧正事（傍点筆者）<sup>(67)</sup>

つまり、後白河法皇は公舜法印の弟子である公顕を「僧正」に任ずるにあたって師公舜を一日だけ「僧正」に任じ即日辞任させたというのである。しかもその説得には摂政基房にあたらせたという。いざれにしろこの公舜の昇進によって上薦の法印十三人が追い抜かれることになったというし、このような説法での勧賞で「僧正」になったことはいまだ聞かないといっている。この

公顕法印は三年程前に、後白河上皇が法住寺で出家した折りに御剃手を務めているように法皇御氣にいりの僧なのであった。また10月の輪田浜の千壇阿弥陀供での後白河法皇に「希代之珍事」があったという。兼実は後白河が輪田浜に出発する二日前にその点に関し以下のように記している。

今日，太上法皇令補阿闍梨給，前大僧正覺忠寺園城放解文，一身阿闍梨也，上卿左大將師長卿，  
(後白河)  
 職事藏人右衛門權佐光雅仰之，被仰左大弁実綱卿云々，希代之珍事，上代未有如此事，是自來  
 十五日，法皇已下，仁和寺宮，山七宮，凡僧綱，凡僧一千口，於福原被行法華法，可有加持，  
(守覚) (覺快)  
 入道太相府依可為其大阿闍梨，殊有此事云々，事躰非言語之所及（傍点筆者）<sup>(68)</sup>

阿闍梨とは密教の阿闍梨灌頂を受けたもので阿闍梨耶の職位を得たものをいう。この場合では清盛が授法ができる大阿闍梨となっていたので後白河法皇としても天台・真言の密家でこうした灌頂の職位をうける必要があったのであろう。兼実は上代ではこのようなことはなかったとして「希代之珍事」といっている。つまり。「太上法皇」がこうしたことを行ったからであろう。

さて、以上のような供養法はいうまでもなく「福原」で行われたのであるが、以下、福原に関連した問題をとりあげることにしたい。

1170（嘉応二）年9月下旬、後白河法皇は城南寺での競馬（五番）が終わったあと清盛の福原山荘に向かったという<sup>(69)</sup>。これは来着した宋人を観覧するためだという。ところでこの「福原」についてほかの慈円は「平相国ハ世の事シオホセタリト思テ出家シテツ<sup>(70)</sup>ノクニノ福原ト云所ニ常ニハアリケル」といっている。つまり、清盛は太政大臣となった翌年に出家しているがそのあたりで世の事はなしとげたとして福原に常住するようになったというのである。こうして清盛は六波羅と異なる福原を拠点とするにいたったのである。ところで前述の後白河法皇の宋人観覧について、右大臣兼実は「我朝廷喜以来、未曾有事也、天魔之所為歟（傍点筆者）」<sup>(71)</sup>と論評している。ここにみられる古代末期の貴族の国際意識、对外認識については「古代末期＝平安末期の貴族がそれ以前の貴族と区別される特徴の一つは国際意識が急速におとろえ、むしろ閉鎖的な精神が支配的になる」<sup>(72)</sup>ことであるとは石母田正氏の指摘されたところである。氏はこの兼実が1183（寿永二）年、大陸の情勢にくわいし入宋僧重源との談話の中で金が五台山のある北中国を攻略した事実をはじめて知らされて「希異」の感をもらした点について「彼ほどの学識にめぐまれた貴族が、約半世紀以前におこった宋の重大事件を知らずにきたという事実は、六七世紀の貴族を想起すれば信じがたいほどの無知」<sup>(73)</sup>といっておられる。確かに貴族たちは内政問題などに関心がおかれて遣唐使の派遣中止以来の大陸に注意をそそぐことが欠除しているのである。ところでこの一ヶ月後にも、院御使少将藤原光能が福原の清盛の許を訪れたという。兼実は「世人」は何の目的で光能を福原に派遣したのか不明だといっているが、彼自身も院使がこのように「福原」との間を往来することに対し怪訝に思ったのは確かであった<sup>(73)</sup>。

翌年の10月、後白河法皇は清盛の福原別業を訪れている。これに従った公卿は平重盛、源資

賢，藤原兼雅，藤原成親，平宗盛，平時忠で，平家一門の有力者や院近臣の公卿・殿上人ら十人だったという。兼実は主だった参加者を記したあとで不快だったためか「不及記」と記している<sup>(74)</sup>。百鍊抄では「船遊事」などが行われ「遊女」に禄を与えたというから「遊興」にも興じたようである<sup>(75)</sup>。翌1172（承安二）年には法皇らは供養などの行事で3月と10月にも訪れたことは前述した。ところでこの「福原」はかの大輪田泊を前太政大臣家が修築申請を行ったときその解状の一節に登場している。つまり、「爰近年占摂津平野之勝地，為遁世退老之幽居，依其境之相近，聞此崎之為要」<sup>(76)</sup>とあり、両者は近接したところにあったことが解る。しかもその港には宋船の入航もあり交易上でも重要な要地だったのである。

ところでこの年の九月、宋朝との関係で外交問題が生じ「朝家」ではその取扱いに苦慮しているのである。つまり、一方では清盛はもとより後白河法皇自身も福原で宋人と観覧するといったことがあっことは前述の通りで国家間ではこうしたことは順調ではなかったのである。左少弁藤原兼光が兼実に報告したところによるとその問題とは以下の如きものであった。

自大宋国供物干法皇并平相国入道等云々，其注文云，賜日本国王物色，送太政大臣物色云々，賜国王頗奇怪，仍可被返遣，将可被留置歟，有其儀，然而事體不可被返歟，又不可及返牒云々，異国定有所言歟，可恥々々(傍点筆者)<sup>(77)</sup>

つまり、大宋国より後白河法皇と前太政大臣平清盛に物が送られその注文には日本国王に対しては賜うとあり、太政大臣には送るとあったため前者についてはすこぶる奇怪だとして議論となつたというのである。その結果、大義名分論の主張から送物は返さないし、また返牒も出さないという結論であったようである。さすがに兼実はこれでは宋朝としては云うところがあろうし、恥べきことといつてゐる。数日後、大外記清原頼業と兼実とは雑事を談じている。その折りに頼業は前記の「宋」との外交問題に言及している。

自大唐有供物，献国王之物，并送太政大臣入道之物，有差別云々，其送文二通一通書云  
賜日本国王，一通書云，此状尤奇怪，昔朱雀院御時，太唐賜物于公家并左右大臣，左大臣貞信公，於公送日本国太政大臣，右大臣仲平，物家御分者，自西府被返了有返牒，左右大臣分者留之，各有返牒，後一条院御時，異国供物，其牒状書主上御名，但仁懷書，仍不及沙汰被返了，承暦之頃，又有此事，其牒状書，廻賜日本国，因之，殊有沙汰，兩度被問諸道，遂經兩三年被留了，時人謗之，今度供物，非彼國王，明州判史供物也，而其状奇怪也，尤可返遣，上古相互送使賜物，其牒状，自大唐ハ天皇に送上と書，彼國王ヲハ天子ト書，自我朝ハ又送と書，相互無差別，而今度之所為不足言，而無音被留之条，異国定有所存歟，尤可悲事也云々，尤可然(78) (傍点筆者)

全体としてはさきの左大弁藤原兼光の言辞と同趣旨であるが、10世紀前半、11世紀初頭ならびに後半の三回の事例が紹介されている。ここで強調されていることは両国は対等で差別があってはならないということであった。こうして今度も相手側に落度があるのでるのは確かだが音信もなく送

物をとどめておくのは問題だと頼業らはいっている。この清原頼業の見解には兼実も同意している。さて、この問題はさきの決定で何事もせずに経過したかにみえたが、五ヶ月ほど立った翌年三月にはとうとう内々に返牒を送っているのである。この問題で注目すべきことは宋側に返牒を遣わすにあたっては清盛の内々の指示命令で実施されたことである<sup>(79)</sup>。ではその返牒はどのようなものであったのか。左少弁兼光は答進物及び返牒について兼実に以下のように説明している。

件状，只偏褒進物之美麗珍重之由云々，尚一筆可注進先例之由歟，宋朝定有所思歟，答進物等，法皇遺物，蒔絵厨子一脚，納色革三十枚，入道相国遺物，劍一腰手箱一，合，在物具等，件物之體，偏新儀歟，色革納厨子，頗以荒涼也，又武勇之具出境外，専不可然事也，如此大事被問人々，殆可及仗議歟，又返牒状，以法皇，称太上天皇，是又辞尊号，入佛陀之道，豈称上皇哉，尤有不審事也，如何，保安返牒之草，在良草之，清書定信也，件正文草也，取出令見，暫兼光退出了<sup>(80)</sup>

上記にみるように返牒状や答進物には問題があったようである。つまり、色革30枚を厨子に納めたことや「武勇之具」を境外に出すについては「仗議」で決定すべきものであるし、返牒状では法皇と書くべきところ太上天皇としたのは問題であるなどである。なお、この時に兼実は「保安返牒草文」を兼光に見せている。なお、これより10日程のちにも「宋人」との関係を示す動きが認められる。つまり、清盛が福原で同月十三日より一週間にわたって護摩の祈禱を行っていたところ宋朝からの使者が面会を求めたため代理人と合わせたところ怒って帰ってしまったという事件である<sup>(81)</sup>。これは在洛中の宋朝の使者が御礼を清盛に伝えたいめ訪れたのであろうか。兼実はこの件に関して「凡異朝与我国 頗以親昵，更々不被甘心事也」と記し、両者の接近を問題視しているのである<sup>(81)</sup>。つまり、兼実にとってはこのような接近はこの時期の「国是」とは違ったものだからであろう。

1171（承安一）年10月、後白河法皇や公卿の一行為大挙して福原を訪れたことは前述したところである。法皇は帰洛してまもなくひそかに彼の寵臣藤成親卿の五辻の第を訪れ<sup>(82)</sup>、さらに平重盛の六波羅第をも訪れるという。この目的は何んなのかはっきりしないが<sup>(83)</sup>、この後事態の推移からすると清盛の娘徳子の入内の件ではないかと考えられる。というのは翌月の月末に、蔵人勘解由次官平親実が兼実の許に書状を送ってきて、来月二日に法住寺の殿上で「女御」入内の雑事を定めるので是非参内を賜わりたいという案内であった。その日、参内する旨の返事をした兼実は今度の「女御入内」に関して或る人の見解として以下のように記している。

今度入内，待賢門院例云々，仍法皇為養子，諸事御沙汰，但彼例頗不相叶之由，世以傾之云々(傍点筆者)<sup>(84)</sup>

つまり、今度の徳子の入内は藤原公実の娘璋子が白河法皇の猶子となって鳥羽天皇の女御となつた待賢門院の例によるといふのである。だが世評ではすこぶるその例はあてはまらないといふのである。確かに清盛は太政大臣となったとはいえ、平氏は元来は皇后・中宮を出すべき家柄

ではなかったから待賢門院の例にならい後白河の養女となつて実現を計ろうとしたのであろう。こうして十二月の初めに院殿上で徳子入内の雑事を定めているが、これはすでに前月末にかの勘解由次官親宗が奉行となって左大臣のほか院司の公卿を召集してきめていたもので、当日もあらかじめ「女御入内」の雑事の奉行にあたる左大臣経宗と平時忠らによって女院で決めていたのである<sup>(85)</sup>。この日院殿上に参内した兼実は徳子についてさらに以下のように記している。

此女御平入道姫也，而重盛為子，又院為子，依永久例有沙汰也，凡毎事殊勝，以詞不可  
(清盛)  
言，莫言々々(傍点筆者)<sup>(86)</sup>

つまり、これによると清盛の娘徳子は後白河の子（養女）とする前に重盛の子としているのである。兼実はこうしたやり方に言葉を失っている。ところが少し以前に平重盛第を後白河が訪れたことに言及したが、このときの訪問の目的は徳子を重盛の子とするためではなかったのかと私としては推定しておきたい。いずれにしても、清盛としては娘徳子を待望の「女御」として入内させることに成功したのである。これは平氏にとって平時忠の妹（清盛室の妹）滋子につづく快挙ということになろうか。

次に、この年の十一月、ある人の言によると去る八月頃に、後白河法皇は院御使左衛門佐盛隆を前太政大臣藤原忠雅、左大臣藤原経宗、左大将藤原師長らの許に遣わして、「天変」がしきりにおきているため「徳政」を行うべきか否かについてひそかに指示したという。忠雅と師長とは直ちに詞で申しあげ、経宗は書状を院使盛隆に付せられたという。兼実は前者の二人は「詞」であったためその内容は承知しないが経宗の書状の内容はおおよそ「意見」のようであったといっている。したがってそうならば職事が奉行すべきであるし、あまり広い範囲から「意見」を求めるなくともよいが、近習者よりひそかに尋ねるべきであるなどといっている<sup>(87)</sup>。だが、今度の「徳政」は前記三名に打信をしたのみで実施はされていない。後白河法皇としては彼らより「徳政」実施の是非を問い合わせ、自身のイニシアティブで実施し人心収攬を計ろうと意図したのではなかろうか。なお、意見=意見封事についていえば律令官僚が天皇の命をうけて密封して提出した意見書のことで、提出された封事はまず公卿の間で逐条審議され、採用された条文は理由を記して上奏されたのである。10世紀はじめの延喜年間に提出された三善清行の意見十二ヶ条は有名である<sup>(88)</sup>。いずれにしても今回のそれは手続的にも中途半端なものであった。

さて、この時期の朝家にとって困難な問題は財政問題であった。1173（承安三）年三月の八幡行幸にあたり、諸衛の二分三分クラスに対して「新制」などに従って従者を七人以下に制限したのもこれと無関係ではあるまい。これは一種の奢侈禁令であって少しでも諸衛の失費をきりつめようと計ったものであろう。この問題はかの院近臣別当成親卿が定めたものだという<sup>(90)</sup>。ところで院近臣といえば、このところさらに積極的な行動がみられるのである。同じ月の三月、後白河法皇の「法皇第一近臣」といわれた入道法師西光（左衛門入道、故信西の乳母子）が淨妙寺領に堂をたて供養を行ったという。その供養には後白河法皇をはじめとして、公卿、殿上人、院北面

の人々など、多士済々の人達が参加したが、導師は院宣により例の三井寺の前大僧正覚忠に要請したという<sup>(91)</sup>。

#### (4) 南都北嶺の衆徒蜂起

前節でも叡山などの衆徒大衆の強訴を取りあげたが、1173（承安三）年でも院と寺院との激突が再燃している。つまり、それは前年の12月に始った南都興福寺衆徒の蜂起である。この蜂起の原因は伊賀国の住人と春日神人とが対立し後者の神人が殺害されたというものであった。そのため興福寺の衆徒は犯人の処罰を求めて訴えたが返事もなく、いたずらに月日が経過したので今度は上洛の企てとなつたというのである<sup>(92)</sup>。12月下旬、藤原光長朝臣が藤氏長者の使者として南都に下向したが、これは藤氏の氏神である春日神人の殺害が発端で蜂起となつたため彼らの上洛を阻止する必要があったのである。月末に帰洛した光長朝臣の報告では衆徒らは上洛を一両日は延期するものの追って上洛するだろうということであった<sup>(93)</sup>。今度の南都衆徒の蜂起については、春日神人を殺害したのが平重盛の家人であるといわれたことから、兼実などは南都の側に道理があるといっている<sup>(94)</sup>。

次に、この南都の衆徒の蜂起は年があけて小康状態が続いたものの五月には再燃している<sup>(95)</sup>。こうして六月には南都の衆徒は天台宗に属し僧兵を擁する多武峯に発向して堂舎房宇などを焼失している<sup>(96)</sup>。このため月末には興福寺に対する処分が行われた。その処分の第一は、朝廷より法会や講義に召される「公請」に対しては今後は南都からは召さない。第二点は、法勝寺已下の御八講の講師や聴衆には興福寺や東大寺の僧を召すことはない<sup>(97)</sup>。第三は、興福寺別当尋範を解任したことである<sup>(98)</sup>。だがこの年の十二月の初めには南都衆徒は春日神輿を奉じて宇治に発向するというのである。興福寺別当覺珍の言によるとそれは「寺領訴訟」のためであって、衆徒の申状では延暦寺座主の流罪と多武峯の焼失の責任を問われて配流となつた法眼覺興の召還であった<sup>(99)</sup>。これに対して延暦寺衆徒の側では南都七大寺の荘園の奪取と今度の蜂起の張本の禁獄を求めているのである<sup>(100)</sup>。こうした両者の対立に藤氏長者は今度は氏院別当右大弁俊經を遣わして制止にあたらせたが承引されなかつたという<sup>(101)</sup>。このため春日祭使が下向できず春日祭は停止となつている<sup>(102)</sup>。この数日後、関白基房は兼実に今度南都諸寺に対する処分があつたことを知らせている。

去夜被下宣旨云、十五大寺領、諸国末社莊園併以沒官、於其寺要者、可付國司云々、未曾有事也〔者〕、凡近代南北衆徒恣推朝務、如無皇憲、被誠之條、其理可然、但此条可被懲盡僧徒也、專非佛之過怠、聖武天皇之東大寺已下、代々聖主之御願、淡海公之興福寺已下、世々賢佐之建立、悉以停廢、誠非直也事也、縱雖無始終之沙汰、一旦被載宣旨之趣、後代有恥、悲哉々々、此條一切不被仰合人（傍点筆者）<sup>(103)</sup>

つまり、今度の南都十五大寺の処分は末尾でいっているように後白河法皇は一切人に相談する

ことなく独断で決定したという。その内容は南都十五大寺の末寺荘園の没収、その寺領については国司より交付するというものであった。ところで南都十五大寺とは東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、薬師寺、西大寺、法隆寺、新薬師寺、本元興寺、唐招提寺、西寺、四天王寺、崇福寺、弘福寺、東寺である。ところで今度の処分は宣旨によると南都衆徒らが多武峯の堂廟を焼き払い他方では春日社の祭を停止したこと、さらにそれにとどまらず南都諸寺に軍兵を発することを求め、かつ凶器をあつめて参洛を企てたことにあった。兼実は今度の処分に荘園の没収があったことに関連して荘園について以下のように言及している。

抑、我朝者、偏依荘園滅亡者也、然者、神社、佛寺、權門、勢家之領、併被停廢、且逐延久之先符、且反延喜之古風者、非此限、其条又不可限南都之諸寺事也、如何々々<sup>(104)</sup>

つまり、兼実によれば朝家=王朝はこのままの状態であれば偏に荘園によっ滅亡することになる。それならば神社・仏寺・權門・勢家など不正な荘園は停止し、一方では延久の先符=荘園整理令を成就させることであり、かつ延喜の古風にかえるならばその限りではないというものである。前者の延久(1069)の先符とは後三条天皇による荘園整理令のことであり<sup>(105)</sup>、後者の延喜の古風とは902(延喜二)年に出された最初の荘園整理令<sup>(106)</sup>を含むその時代の政治を指している。この期の王朝国家にふさわしい忠実な兼実らしい見解である。というのは白河・鳥羽などの院政のもとで荘園を拡大したのは誰れであったかは自明だからである。いずれにしても「荘園」をめぐる攻防が国家との関係で激しく争われていたことは確かなのである。ところで今度の南都十五大寺の末寺荘園の没収という処分は早くも翌年の一月に解除されている。その官宣旨には「去年所没官之末寺荘園、如旧宣為寺領、但於惡僧并師主所領者、付本寺者、寺宣承知、依宣行之」<sup>(107)</sup>とある。つまり、今回の処分は所領の没官といつてもわずかに二ヶ月程であるから南都諸寺にとってはほとんど実害はなかったとみてよいであろう。ただし惡僧とその師主の所領は本寺預りということであるから処分は継続されるということになろう。

さて、ここでこの度の南北衆徒の蜂起における衆徒大衆の結集のあり方や本稿が重視している寺僧の「官途」の問題を検討しておきたい。

1173(承安三)年七月の南都衆徒の蜂起により藤氏長者基房は光長朝臣を興福寺に派遣して上洛を制止するよう命じたことは前述した。彼は七月中旬、興福寺に下向して早速に興福寺所司、僧綱(僧綱已講、五師、得業)ら四十三人の集会に束帶をつけて出席し「院宣」ならびに「長者宣」を示して説得にあたった。僧綱らは歎息し結局は承認したのである<sup>(108)</sup>。この間、六方の大衆ならびに東西の金堂の堂衆らが大湯屋に集まり、そこで僧綱所司二人(別当所主、寺主善繼)が出席し院宣の趣旨を説明し、早く堂前で「大衆集会」を行って返事をするよう求めた。その集会は「其後、衆徒群參于堂前庭、假令及四五千人歟、皆悉被甲冑者也(傍点筆者)」<sup>(109)</sup>といった集りで、注目すべき第一は僧綱、已講、五師、得業ら四十三人の幹部集会の結論とは異なって甲冑などで武装した四五千人の集会で院宣などの主張は認めなかつたのである。こちらの大衆集会での

応答で注目すべきは多武峯の堂宇を焼失した問題やどうして延暦寺との対立にまで発展したのかなどが問題となつたが、結論的には藤氏長者の使者の要請には終始強硬姿勢を貫いたことである。ところで衆徒の蜂起で問題とされた「張本」とか「悪僧」の召進要求に対しては以下のように衆徒大衆は答えているのである。

申云、於燒在家房舎者、三千衆徒張本也、隨仰可參洛、至燒廟堂靈塔者、本寺之僧侶過怠也、不可及張本沙汰<sup>(110)</sup>

つまり、「張本」の召進要請に対して衆徒たちは多武峯の在家房舎を焼いたのは自分たち三千衆徒であるから御命令にしたがって参洛することにしたい。だが廟堂靈塔にいたっては多武峯の寺の悪徒自からが放火したもので本寺の僧侶の過怠である。それ故に張本の沙汰には及ばないといっているのである。つまり前者では自からが「在家房舎」を焼失したことを認め「三千衆徒」が張本だといっているのである。こうした衆徒大衆の団結に立ち向う方法は院宣などで求めている「張本」などの召進である。つまり衆徒大衆全体を敵とすることをさけ「張本」などの首謀者を問題とすることである。第二の方法は官途の問題をからめて団結をきりくずす方法である。両者の応答には以下のようなものがあつてその間の問題が明白になっている。

尚不召進張本、不令進僧綱者、可沒官所領、又永法相一宗僧徒、官途昇進、可断思事（傍点筆者）<sup>(111)</sup>

つまり、なお「張本」の召進に応せず僧綱を進上しないのであれば所領の没収にとどまらず永く法相宗（元興寺・興福寺を中心に栄えた）一宗の僧徒は官途昇進の思いを断つべきであるといっている。つまり、衆徒大衆にとっては僧綱已講、五師、得業らは勿論のこと、衆徒の多くは所領をもち官途昇進にもそれなりに一定の期待をもつた存在なのである。四十三人のいわば幹部の衆徒がいち早く院宣に応じたのはこうした所領の問題と官位昇進など将来のことを案じたからなのである。

次に、この時期を中心に寺僧の任官問題やそれとかかわる「着座」をめぐる相論をとりあげてみたい。1174（承安四）年2月末、兼実と奈良僧都信円との言談のついでに話題となつた問題である。この年の正月の御斎会で山階寺（興福寺）の別当覚珍と東寺長者禎喜との間で着座のことで論争となつたというのである。つまり両者は同年同薦である。

任日禎喜上薦又見任也、而覚珍云、於同年同薦者、依師主之位也、而覚珍者覺信大僧正弟子、禎喜者、寬助僧正之弟子也、仍可着上云々（傍点筆者）<sup>(112)</sup>

両者の比較でいうと任日では禎喜の方が上薦でまた現任であるという。こうした主張に対して覚珍は同年同薦の場合は師主の「位」で決めるべきである。覚珍の師は「大僧正」であり禎喜の師は「僧正」である。したがつて覚珍の方が上座に着すべきであるという主張であったが認めら

れなかったのである。兼実は両者の論争に関して、古来、「凡僧正已上座次論」は聞いたことはないと驚いている。序列社会では「高僧」でも「座次」は一種の席次であるからその位置には当人の面目や名譽がかかっているのでこのように争うことは不思議ではないのである。勿論、兼実がいうように「僧正」以上は確かにめずらしかったのであろう。

次は翌三月の御八講の第二日に、興福寺別当教縁を「証義」(法会の論議のおりに問者と講者との問答を批判してその可否を判定する人)に加えたことが問題となった件である。

自第二日，講初，以山階寺權別當教縁，<sup>印</sup>法被加證義者，覺智法印訴曰，教縁，覺智共是公卿御八講証誠也，而抽一人被召加之，覺智獨勤乎講師之條，為身為道大恥辱也，何況覺智自故禪閣御時，殿中奉公，敢無比肩之者，縱雖非據事，於殿中之事者，一度可施面目也，至干此  
(忠通)時，顯恥當時，貽例於後代，早賜身暇，欲免列座云々(傍点筆者)<sup>(113)</sup>

この件は山階寺權別當教縁法印を「証義」に加えたことに対してともに公卿御八講の証誠であった覺智法印としては教縁一人を抜擢して任じたことに大恥辱であるとして身の暇を賜わり列座を免じて欲しいと訴えた。これに対して関白基房はこれは元永の例(鴨院の御八講)によるもので、興福寺両別當が証誠だったといったという<sup>(114)</sup>。こうして覺智法印の訴えは認められなかつたため逐電を計ったが皇嘉門院の説得でようやく参加したという。このように僧侶たちにとってはどちらが早く「証義」に任命されるかで「恥」とか「面目」がかかっていたのである。前述の着座の問題でいふとこの年の五月の最勝講結願日の「僧事」でも起きている。つまり、権大僧都證憲が祈雨説法賞をうけたときであつて、證憲が復座する間に左大臣経宗は関白基房の教示で草座を改めさせたといふ。その結果、「證憲着覺長之上，道俗衆庶莫不驚耳目，誠是當座面目，後代名譽也，希有之珍事如之乎(傍点筆者)」<sup>(115)</sup>ということになり、證憲が覺長の上座に着したといふのである。

次に、翌1175(承安五)年5月、最勝講の第4日に「僧事」があつて兼実は「聞書」をみて以下のように記している

法印家寛，本少僧都無雙，<sup>〔之〕慶也，</sup>権少僧都覺尊，自禪師君直任之，前大僧正弟子，故攝政殿子也，即彼僧正并改法官例僧正被申云正并故法印々，超越伯父道快法眼了，尤不便事也，此外，法眼，法橋，阿闍梨等有數，不能具記，抑，覺尊直任僧都，可謂過分，彼等例，皆其父御現存之時事也，今頗不相似事歟<sup>(116)</sup>

つまり、法印家寛、権少僧都覺尊の任官のうち後者(故攝政基実の子)については禪師君より直に権少僧都に任じたのは過分だといつてゐる。これは前大僧正覺忠や故道円の例によるといふ。だがこの結果、伯父道快法眼を越えてしまいもっとも不便といつてゐるのである。

以上、この時期の強訴の問題でも「官途」が問題となっていること、そのことは御斎会などの着座の位置にもかかわっていてそれぞれの僧侶の序例化を示すとともに面目もかかわっていて種々のトラブルを生じていたのである。次項では「世間」での叙位除目の問題をとりあげて検討

することにしたい。

### (5) 師長の太政大臣と重盛の内大臣

1174（承安四）年正月、中将藤原定能より兼実の許に右大臣の労勲=精勤により「一位」に叙せられると告げられている。この日、親宗が仰せを承わって参内した今院でこれを承わり兼実の許に馳せ着けるところだという。この度の叙位について兼実は以下のように記している。

倩案先例、依大臣之勞加級之輩、延喜以来雖其例多年限不定歟、四五年已上十八年已下、大略無定年限歟、専難存一定、今年余并左大臣、勞十一年也、中古以来以十一年入勘文、然而不必被叙、（中略）今度忽此沙汰出来、疑左大臣之懇望歟、下官兼日聞此事者、須謙退也、年齡不及三旬、階級昇一品、天譴有恐、鬼瞰難遁、然而事已一定、暗有此沙汰、近代之事還有惡氣歟、且又天下之所授、強不可固辭歟（傍点筆者）<sup>(117)</sup>

今度の叙位はこの日に親宗が参内し院でうけたまわったもので後白河法皇の意向によるものであることはあきらかである。それはまた後白河法皇の信任がある左大臣経宗の懇望により実現したことであることからも裏付けられる。ところで兼実は大臣の労勲による昇進の年限は一定しておらず4・5年から18年以内といつて、今年は兼実と経宗とは労勲では十一年であるといっている。また兼実自身の今度の叙位についてはあらかじめ聞いていれば三旬に及ばない年齢での一品の昇進については辞退しただろうといっている。だがことはすでに決まってしまった以上、強いて固辞することはできないといっている。ところでこのような叙位任官の実際は令制の當初より律令の規定とは異なって「家格」=家柄が決定的なのである。飯田久雄氏は「夫を一言に要約すれば家格が任叙（初位と極官、任途等を含む）の規準の根幹をなしていた」<sup>(118)</sup>と指摘されている。この場合も大筋ではそれにそって行われたものといってよいであろう。ただし、後白河法皇の院の近臣に対する扱いなどには恣意的なしいは一時的な便法で行ったことのあったことはいうまでもない。

次に、今年の七月に臨時の除目があって「右大將平重盛」「參議成範」が任命されている<sup>(119)</sup>。兼実は重盛に対して早速祝意を表明していると同時に今度の「大將事」について以下のように述べている

大將事、重盛、兼雅兩人之間、有持疑云々、而禪門之心有重盛、仍所任云々、將軍者頤要也、古來撰其人所補來也、今重盛卿於當時、尤可謂當仁、嗟乎悲哉云々<sup>(120)</sup>

つまり今度の右大將の任命にあたっては権大納言平重盛と中納言藤兼雅との間で競争があったようであるが、清盛の意中の人には重盛であったから彼が任命されたという。兼実は「將軍」というものは重要な官であって、古来から人を撰んで補任してきたのであって今では重盛が最も適任者だといっている。だがそのあとで「ああ悲しきかな」といっているのは何故であろうか。さて

その重盛はさっそく「右大将」として「相撲式」を奏すことになったが「違例」を生じさせてしまった。兼実がそれを知ったのは三ヶ月後に中納言源雅頼と除目のことなどの雑事を談じた折りであった。

相撲之間，右將軍作法違例事，依人々告伝聞之云々，以左府訓存金言之間，有如此事，非無  
(経宗)  
 疑殆之由，自歎息云々，凡左府者，年齢相積之故，頗雖練公事，不受口伝，不学大事，仍有訛誤事等歎，就中，大将作法傳於誰人哉（傍点筆者）<sup>(121)</sup>

去る七月の右大将重盛の「作法違例」は左大臣経宗の教えを金言と心得て行ったために生じたというのである。左大臣経宗は年齢もたかく「公事」には練達の人とはいうものの口伝をうけず大事を学ばない故にこのような誤りを生んだというのである。確かにこの年の五月の最勝講結願の日の「僧事」の作法で経宗は迷い関白基房の教示でどうにか行っている。この時にも兼実は「雖非大事，依希代之事不覺旧事歎」と評しているのである。それはともあれ問題は重盛その人にかかわることであり、彼にとってはこのような「朝家」の作法なり先例に精通していないため左大臣経宗の助けが必要だったし、「違礼」を生じかねなかったのである。

次に、この年の六月、「世間」では「任大臣」の遅留が問題となっている。兼実は「聖明之代」と「獨亂之時」とを比較して以下のように述べている。

聖明之代，常置官闕，無満員數，濁亂之時，官帳皆剩任，何況，片時無置其闕，今左將軍者  
(節長)  
 家生尊貴，身備才能，絃律，謂全經及為亞相之一，居將軍之左，撰臣之世，殆可授剩任，就中，非唯  
 納身於權勢之門，咫尺龍顏，常陪雅遊之筵，縱聖代，縱亂世，不可猶預，不可持疑，而丞相闕之後，豈送數月，人皆以為，右將軍以無雙之權，法皇疑恐有欲任之忠歎云々，或曰，邦綱，成  
(重盛)  
 親競望亞相，法皇未一決，故遲緩云々，彼是之間，真偽難知（傍点筆者）<sup>(122)</sup>

つまり、聖明之代では官闕があっても常にそのままにしておくため定員を満たしていない。これに対して濁乱の時はみな増員していて片時も欠員をそのままにしておくことはない。左大将師長は出自は申分なく才能も備えていて大納言の一人であって左大将を兼任している。すぐさま大臣（内大臣）に任せるべきである。大臣が欠けてから数ヶ月経過していることから人がみな思うのは無雙の権をもっている右大将重盛に対して後白河法皇としてはその忠節に疑ひをもつていて任官にふみきれないとみていたようである。あるいは邦綱卿と成親卿とが大納言を競望していて後白河としてはいまだにどちらかとも決めかねているともいわれ、そのことが大臣任命の遅留の理由のよであるがその真偽のほどは知りがたいといっている。重盛の右大将はともかくとして内大臣については後白河としては極力さけたい意向だったようである。だがこの「任大臣」の遅留問題はほぼ半年後に決着したのである。この年の十一月初めに院では権右中弁経房朝臣を通じて「任大臣」のあることを頭弁長方朝臣に命ぜられたというのである。その後に「兼宣旨」（大臣または大将に任じられる人に前もって何日に任命されるかを知らせる宣旨）が左大将師長に下され

たという<sup>(124)</sup>。その翌日、兼実は少納言信季を師長の許に遣わして祝意を伝えたところ以下のよ  
うな感想を述べたという。

今度之慶，事起於卒爾，偏以悵然，殊被仰恐悅相半（傍点筆者）<sup>(125)</sup>

つまり、今度のことは師長にとってはにわかに起きたことでひとえに茫然自失し、この特別の任命に恐悦あいなかばしているというのである。こうして月末の廿八日に大納言兼左大将師長が内大臣に、権大納言重盛は正に転じ、権中納言成親は権大納言に、参議左大弁実綱は権中納言に任じられたのである。この結果、上薦であった邦綱卿は成親卿に追い越されている。この結果、半年前に任官の下馬評にあがっていた師長をはじめ重盛、成親らはそれぞれ昇進したのである。もっとも、重盛の内大臣は実現していない。<sup>(126)</sup> 兼実はこの結果についてとくに論評していないが、この任官を推進し決断したのは後白河法皇であった。

次に、この大臣とかかわる「官奏」についての兼実の見解を紹介しておきたい。つまり、太政大臣から天皇に申しあげる「官奏」についてみると。例へば1176（安元二）年三月の場合、兼実は頭弁長方朝臣を招いて以下のように述べている。

官奏直物等，今日可候之間示付之，内々示関白了，猶為令得其意竊所示也，於官奏者，新任大臣可候奏之旨，蒙宣旨之後，所候吉書奏也，而余任大臣之後，大都奉遇幼主，未蒙此宣旨，當今親政之後，尤可有宣下處，上不知食子細，職事又不相存，関白又不被存歟，如之間，自然涉年月，理須待上仰也，而近代之法，及月迫上薦有障之時，卒爾蒙催，太可難堪（傍点筆者）<sup>(127)</sup>

つまり、「官奏」は新任の大臣が伺い奏すべき由の宣旨を蒙ってから吉書奏を行うべきである。だが兼実自身は大臣になってから後はおおよそ「幼主」に仕えてきたためいまだにこの宣旨を蒙ったことはない。当時の親政下では尤も宣下があるべきであるが、「天皇」「職事」ともよく存じておらず関白もまたそうである。そうした間にも年月は自然に経過し、物事の筋道=道理からいうと当然天皇からの命令を待つべきであるが、近代の作法では月日がせまり、上薦にさし障りがある時、突然命じられるのではなはだ堪えがたい。しかも、吉日もなかなか定めがたいなどといっている。このように兼実としては、「故実」がこのところなおざりにされて迷惑しているし、このところの政治の問題点だと批判しているのである。

さて、1177（安元三）年1月、院の使者頭中将光能がひそかに兼実を訪れて勅命を伝えてい  
る。

欲令内大臣任太政大臣，而於左大臣者，太政大臣永非所望之由令申入也，汝所思如何，定無  
（師長）  
所愁歎，所以何者，令任太相國之人者，不仕朝廷如無所期，隨又内府聊有申旨，朕又有所思，  
仍汝不可愁此事歎，然而無音超越者，一旦成奇歎，故先被觸仰也，且隨令計申可有左右者（傍  
点筆者）<sup>(128)</sup>

後白河法皇は今度内大臣藤原師長を太政大臣に任じようと思っているが本人は永く太政大臣になることは望んでいないと人に申しているという。汝（兼実）の思うところはどうか。この問題で愁うる必要はない。何故なら太政大臣に任じられる人は朝廷には仕えないから期すところがないようであるし、したがって師長としてもいささか申すことがあるであろう。自分としてもまた思うところがあるが汝がこのことで愁うる必要はない。だが何んの連絡もなく師長に追い越されでは一旦は奇と思うだろうから汝には知らせるのだなどといっている。兼実は後白河法皇が行う人事に対してその可否を論ずる事は難しい。御考の通りに実施してはといっている。月末に「聞書」をみた兼実は権大納言邦綱、左大将重盛、右大将宗盛がそれぞれ任じられたといっている。ところで彼等の任官の前夜に内大臣師長はにわかに大将の辞状を提出しているのである。それは以下の理由からであった。

為任右大將，卒爾被仰獻辭狀之由，仍太以周章云々，内府可被昇太相之由，此両三年謳歌，  
(師長)  
 須除目以前被行任大臣，若獻大將辭狀之後，心閑有次第昇進歟，世間作法每事如此（傍点筆者）<sup>(129)</sup>

つまり、宗盛を右大将に任命するために師長はにわかに辞状を提出するよう命ぜられたためはなはだあわてたというのである。兼実はこの種の問題は除目以前に「任大臣」を行うか、もしくは大将の辞状を献じたあとで心のどかに次第の昇進を行うかのいずれかで、このところの「世間作法」は毎事このようなものになっているといっている。こうして二月の初めには右大将宗盛（同日重盛は遷任左大将）の拝賀が行われたがその前驅には殿上人の親昵の輩十人、蔵人五位六人（院より殊に命ぜられた関白の許に祇候した者が派遣された）六位二人、扈從の公卿三位中将平知盛一人、番長中臣近武（もと院に仕えた府生で今は下番長）であったという<sup>(130)</sup>。任大臣の方は来たる十日で師長に対する太政大臣兼宣旨は下されたが、重盛の内大臣には下されなかつたが、これは重盛の父清盛の例にならったもので、「大饗」も行われないという。このような異例の事態に対し兼実は「無兼宣旨被任大臣事未聞，末代之政，只如犬馬之戲（傍点筆者）」<sup>(131)</sup>と批判しているのである。もっとも重盛の内大臣の兼宣旨は月末には下されることになったが「穢中」のためさらに延期となっている。

こうして三月五日に「任大臣」のことが行われ内大臣師長が太政大臣に、左大将重盛が内大臣に、前大納言実定が大納言に還任となっている<sup>(132)</sup>。いずれにしても例の「任大臣」の遅留が問題となってから一年八ヶ月程たって実現し、内大臣の方は一年三ヶ月程であったがこちらは平氏側のつきあげによるものであろう。後白河としては師長をさきに内大臣に任することによって重盛の任大臣を回避するか、延期することに務めたのであった。なお、兼実は左大臣経宗と自分の問題にかかわって「左府，及余超越下萬事，已三箇度，希代事歟（傍点筆者）」<sup>(133)</sup>といっている。つまり、左大臣経宗と右大臣兼実は同時期に大臣になっているが今度の師長の事例を含めると前後三回にわたって下位の者に追い越され「希代事」といっているのである。いずれにしろ、平氏は

清盛のあとようやく重盛の「内大臣」が実現したのである。

## (6) 後白河法皇と風流

1170年代の初頭では国家財政はきびしい事態にありながら後白河法皇や平氏の「風流」や「儀礼」などが華美にわたっていることが心配されている。1173（承安三）年五月の初めに「院中」で「鷗合事」<sup>ひよどり</sup>が行われた。これには公卿・殿上人・北面上下、僧、入道ら多数の参加で行われた。その内容は以下の如きものであった。

左打錦幄，右作黒木假屋云々，各其風流，盡善盡美，但右殊依有禁制，不用金銀錦等之類云々，然而甚優美也，模臨時祭舞人指頭花等云々，左乖制法，盡金銀々々，凡此經營，其費不可勝計云々，左頭大納言重盛卿，右頭中納言邦綱云々(傍点筆者)<sup>(134)</sup>

つまり、この「風流」には禁制があって一定の自重があるものの左の方（重盛卿）はあきらかに制法にそむいて金銀をつくしたものとなっていて、その費用は大変なものといっているのである。その翌年三月、後白河法皇は建春門院滋子とともに清盛の福原別業を訪れたあと伊津岐嶋社に参詣するという。この社に関して兼実は「七八年以来靈驗殊勝」であってかの「清盛一家」が殊に信仰しているため法皇らも参詣することになったといっている<sup>(135)</sup>。ところでこのところ後白河法皇の「福原行き」は頻繁になっているが今度は足をのばして安芸の伊津岐嶋社に参詣することになったのは注目に値する。さてこの年の九月、院中で「今様」合わせが行われた。これには堪能輩三十人が選ばれ十五ヶ夜の間、毎夜に一番づつ雌雄を決定するというもので、藤原師長と源資賢が判者だといいう<sup>(136)</sup>。本稿ではこうした「今様」とか「仏神事」などにかかわる「風流」などに関して逐一述べることがなかったが、かねてからこうしたことに後白河法皇などは熱心に取り組んでいたのである。

翌1175（承安五）年、清盛の室二品時子の堂供養が行われた、これには後白河法皇と建春門院の臨幸があり、建礼門院、白川殿なども出席した。兼実も院の蔵人盛仲を通じて出席要請があつて参加している<sup>(137)</sup>。この供養に参加した公卿は関白基房をはじめ前太政大臣忠雅、左大臣経宗、右大臣兼実、大納言では源定房、右大臣平重盛、藤公保、同隆季、同実国、中納言では藤邦綱、源資賢、平宗盛、平時忠、藤忠親、源雅頼、参議では平頼盛、平教盛、藤家通、同実家、同実綱、散三位では藤朝方、同信隆、平經盛、藤基家、同隆輔、平信範、藤俊經、同修範、同基通など合計廿九人で、不参加の公卿は大納言藤師長、権大納言藤成親、藤実房、中納言宗家、権中納言藤兼雅らは疱瘡で、藤中納言実綱は行幸上卿のため出席しなかったといいう。兼実はこの堂供養について「希代之又希代」「珍重又珍重」などといっている<sup>(138)</sup>。導師は仁和寺の守覚法親王で讚衆は廿人であるといっている。いずれにしても、この堂供養の盛大さには平氏の権勢の一端が示されている。しかも前述したように後白河法皇は二品時子の姉妹である建春門院滋子とともに出席しているのである。その後白河法皇も相変わらずの傍若無人ぶりを發揮しているのである。例へ

ば、この年の四月、阿蘇社に関する以下のような事件が起きている。

安蘇社、自去年為祈神領被押取前大僧正新立庄事、坐山崎辺云々、而一日比依院宣、被迫下社司等、猶致訴訟、法皇怒責追之、社司等給檢非違使云々、件社八条女院知行給、定房領所<sup>(預)</sup>也、而依此間事、奪彼社、給前大僧正云々、未曾有々々々(傍点筆者)<sup>(139)</sup><sub>(覚忠)</sub>

つまり、阿蘇社は昨年より前大僧正覚忠に押し取られた新立の荘のことを祈るために山崎辺に鎮座したという。これに対し院宣で社司らを追放したがなお訴訟を起こしたため法皇は怒って社司らを檢非違使に与え、さらに社自体を大僧正覚忠に与えたという。さすがに兼実はこの事件を「未曾有々々々」といっているのである。

本項の冒頭で「今様」について述べたがこの年の十月三日は蓮華王院内の総社祭の日であった。この祭りに対しては院宣などで指示を与えているから後白河法皇も大いに関与していたことが解る。兼実はこの日の祭について以下のように記している。

公卿、殿上人、及僧綱等、相并十三人、依別院宣、令騎進馬長云々、凡其風流過差不可云、敢未曾有如此事云々、國家之費、無物干取輸、法皇於七條殿棧敷見物、凡洛中貴賤、無不見物人云々、余獨不見(傍点筆者)<sup>(140)</sup>

後白河法皇の指示もあったこの祭の「風流」が度を越した華美のものであつたらしく、兼実はこれに対する国家の費にいたってはたとえるものがないし、いまだかってこのようなことはなかったといっている。後白河法皇はこの風流を恐らくは満足して七條殿の棧敷で見物したのであろうが、洛中の貴賤で見物しないものはいないということだから大変な盛況だったのだろう。もつとも、こうした過差に批判的な兼実は「余獨り見ず」と記している。さて、この月の初旬、後白河法皇は密々に清盛の福原別業を訪れるという<sup>(141)</sup>。これは来る十三日に千僧持經者を供養することになっていたからで、このところの後白河法皇の「福原」通いは恒例になっている。

翌1176(安元二)年七月にこのところ後白河と行動をともにしていた建春門院滋子が死去している。兼実はこの滋子の死の前後の兄時忠の振舞などについて以下のように記している。

自御所方人走来、擡簾招閔白、閔白即入簾中了、懸几帳帷〔女院〕女房逢公卿之所也、暫有言談之声、法皇渡御、被召入閔白歟〔之〕由有之處、即閔白自簾中、直以退出、自件簾中、時忠卿指出首、長髮不正、月代太、見苦、面色殊損、示左大臣以下云、各申見參了、抑今日可有行幸此御所云々、日次不宣如何云々、時忠卿帰入了、此間次第足驚奇、時忠素狂乱之人也、不能左右々々々(傍点筆者)<sup>(142)</sup>

時忠にしてみれば妹の臨終にあたりこうしたあわて方は当然であるが、兼実からみればこの間の時忠の宮廷での振舞は驚きあやしむに足るものでもとより「狂乱之人」といっている。勿論、時忠にとってこの建春門院滋子の死は大変な痛手であったのである。さて翌年の三月、福原で千

壇供養法が行われ後白河も参加している。院の近臣頭中将定能はそれを終えて法皇の御供をして帰京したあと兼実を見舞っている<sup>(143)</sup>。兼実はさっそく福原での「千壇供養法」の模様を聞いている。

先自十五日，三ヶ日之間，有千壇供養法，此中，百壇護摩，其中壇法皇修，自餘，東寺，（中略）天台真言師等，各宗長者已下，大略無殘人云々，（中略）供養法者，入道之所修，供養持経者者，法皇之所令行給也，是奉為建春門院也，其持経者等，殿上侍臣已下，北面武者所，主典代，序官，皆悉宛之云々，還御之時，入道進引出物等，唐物等珍重々々（傍点筆者）<sup>(144)</sup>

今度の「福原千壇供養法」が如何に盛大であるかが解るのであるが、後白河法皇と清盛を中心となって殿上侍臣已下、北面武者所など院の関係者が多数参加しているのは昨年死去した建春門院のためのものであったからであろう。こうした盛大な供養としては二年程前の後白河法皇も建春門院も出席した清盛の室二品時子の堂供養が想起される。その時は廿九名の公卿が参加したのである。なお、今度の法皇還御の折りの清盛からの引出物は唐物など珍重なものだったという。

最後に、この「千壇供養法」に後白河法皇の御供をした院の近臣頭中将定能のことを兼実との関係でふれたのでここで「院近臣」について言及しておきたい。1176（安元二）年12月、京官の除目で蔵人頭二人が任命されている。二人とは左中将藤原定能と右中将藤原光能で、この任官に関して人々は大いに驚いたといっている。<sup>(145)</sup>

右中将雅長，家生重代有才智，年齒及四旬，位階上薦也，而定能以院之近臣，超越知盛入道相國最愛息子，當時無雙之權勢，又位階上薦也，而光能以院之近臣超越此外，雖位階下薦，通親頼実等聽禁色，共弁黑白，乍置此輩，抽賞兩人，可謂希代（傍点筆者）<sup>(146)</sup>

つまり、今回の蔵人頭の任命にあたり、重代の家に生まれ才智もあり年令も四旬に及び位階も上位にある雅長は任命されず院近臣である定能はこのたびの任官で清盛の息知盛を追い越してしまったという。他方では光能よりは下位にあるとはいえ能力のある通親や頼実をさし置いて光能を蔵人頭に任せている。兼実は彼らの抽賞は「院近臣」であったからだといっているのである。確かに院近臣は権大納言成親の例をあげるまでもなく陰に陽に厚遇されていたのである。こうした関係にあったからこの年の三月、右大將兼実は伊勢神宮の「上卿」を務めるよう頭中将光能を通じて要請された問題について以下に述べるような感想をもったのである。兼実は今度の「上卿」を要請されたことに対し、所勞が直ったならば奉行したいと返答したところ重ねて辞退することはどうしてか。先々に兼実は奉行したときは理にかなった指示を行ったとして法皇の覚えもよく再三にわたって務めるよう求められたというのである。今強いて辞退することは法皇としてはすごく遺恨に思われることになろう。こうして光能が内々にいうには後白河法皇の氣色は頗る不快感を示しているので奉行された方がよろしいのではということであった<sup>(147)</sup>。これに対して健康にすぐれぬ兼実はあえて偽わって病を理由に辞退しているのではないと困惑しているのであ

る。結局、後白河法皇が今朝福原に臨幸することになっているので帰洛してから光能より奏することになったのであった。こうして兼実は「院之近臣」光能について「此事、未得其意、疑光能之結構歟」<sup>(148)</sup>といっている。つまり、この件について納得できなかった兼実は院近臣藏人頭光能の私的な企てではないかと疑ってもいるのである。というのは左大臣経宗の方は病を理由に辞退が認められ病身の自分はこのように奉行するよう責められたからである。こうして果ては自からを「疎遠之身」といっているのである。

以上のような点をふまへてこの時期の後白河法皇をみるとこの平氏一門の急追に対し、一面では吳越同舟をきめこんで共存体制をとりながら、他方では官位任命権などをふるに活用しながら公卿、寺家権門、武家権門を統御していたのである。それらの遂行にあたって「院近臣」の果した役割は大きかったのである。それに反して院とは特別の関係がなかった兼実が「疎遠之身」をかこっているのは何よりもそれらの関係を雄弁にものがたっているのである。

## むすび

後白河と清盛とは本稿の対象とした時代以降の1181年の清盛の死まで続くことになる。それ故に続編を考えていることを申しあげて結論めいたことはここではひかえさせていただくことにしたい。ただし、私自身の中心的な研究課題は平安末期～鎌倉期における「官職」と「位階」であること、いいかえれば「武士」層を含めた「官僚制」の検討にあることだけはいっておきたい。

### 註

- (1) 石母田正「古代末期の政治過程および政治形態」同氏著作集第六巻所収一七八頁
- (2) 公卿補任 第一篇 平治二年庚辰
- (3) 権中納言平清盛家政所下文 長寛二年七月 日 平安遺文三二八五
- (4) 公卿補佐 第一篇 仁安二年丁亥
- (5) 兵範記 仁安二年十二月三十日条
- (6) 平家物語 卷第一鱸
- (7) 平家物語 卷第一 東宮立
- (8) 平家物語 卷第一 鹿谷
- (9) 兵範記保元元年閏九月十八日条
- (10) 百鍊抄 二條天皇条 この天皇の前の後白河法皇の即位に関しては「院ハコノ次ノ位ノ事ヲ思シメシワツ  
ライケリ。四宮ニテ後白河院、待賢門院ノ御腹ニテ、新院崇徳、ニ同宿シテヲハシマシケルガ、イタクサタバ  
シク御遊ビナドアリトテ、即位ノ御器量ニハアラズト思召テ、(後略)」(愚管抄卷四)とある如く、なるべくし  
て天皇となった存在ではなかったのである。
- (11) 愚管抄 卷五
- (12) 公卿補任 第一篇長寛三年乙酉
- (13) 玉葉 長寛二年閏十月十七日条。
- (14) 百鍊抄 永万元年六月廿五日条。
- (15) 玉葉 仁安元年十月十日条。
- (16) 公卿補任 第一篇 永万二年丙戌
- (17) 愚管抄 第五
- (18) 玉葉 仁安二年正月二十日条。

- (19) 玉葉 仁安二年正月廿八日条。
- (20) 百鍊抄 仁安二年正月二十日条。
- (21) 玉葉 仁安二年二月十一日条。
- (22) 公卿補任 第一篇仁安二年<sup>丁亥</sup>
- (23) 玉葉 仁安三年二月九日条。
- (24) 玉葉 仁安三年二月十一日条。
- (25) 玉葉 仁安三年二月十五日条。
- (26) 百鍊抄 仁安三年二月十六日条。
- (27) 玉葉 仁安三年二月十七日条。
- (28) 玉葉、百鍊抄 仁安三年二月十九日条。
- (29) 玉葉 仁安三年三月十二日条。
- (30) 玉葉 嘉応元年六月十七日条。
- (31) 1163（長寛一）年あたりまでに三井寺（園城寺）は承知、保安、保延、応保の四度焼失している。百鍊抄  
長寛元年六月九日条

- (32) 平家物語 卷第一 願立
- (33) 玉葉・百鍊抄 嘉応元年十一月廿三日条。
- (34) 百鍊抄 嘉応元年十二月廿四日条。
- (35) 百鍊抄 嘉応元年十二月廿五日条。
- (36) 百鍊抄 嘉応元年十二月廿八日条。
- (37) 百鍊抄 嘉応二年一月十三日条。
- (38) 玉葉 嘉応二年一月廿三日条。
- (39)(40) 玉葉 嘉応元年十二月廿三日条。
- (41) 玉葉 嘉応元年十二月廿四日条。
- (42) 玉葉 嘉応元年十二月廿五日条。
- (43) 百鍊抄 嘉応二年二月六日条。
- (44) 玉葉 嘉応二年一月六日条。
- (45) 玉葉 嘉応二年一月十三日条。
- (46) 玉葉 嘉応二年四月十九日条。
- (47) 玉葉 嘉応二年四月廿一日条。

なお、公卿補任 第一篇 嘉応二年<sup>庚寅</sup> 平重盛に関しては前田候爵家所蔵新写一本には「六人例第二度」と分注があるとしている。

- (48) 玉葉 仁安三年三月一日条。
- (49) 平家物語 卷第一 殿下乗合
- (50) 玉葉・百鍊抄 嘉応二年七月三日条。
- (51) 玉葉 嘉応二年七月五日条。
- (52)(53) 玉葉 嘉応二年七月十六日条。
- (54) 玉葉 嘉応二年十月廿一日、廿二日条。
- (55) 玉葉 嘉応二年五月廿七日条。

このような「僧正」などの定員増に関しては慈円も愚管抄附録で以下のように述べている。

僧綱ニハ正員ノ律師百五六十人ニナリヌルニヤ。故院ノ御時百法橋ト云テアザミケン事ノヤサシサヨ。僧正ハ故院御時マデモ五人ニハスギザリキ。當時正僧正一度ニ五人イデキテ十三人マデアルニヤ。前僧正文十餘人アルニコソ。衛府ハカヅヘアラヌ程ナレバ、トカク申ニヨバヌ。官人ヲモトムト云事ハイヒイダスベキ事ナラズ。人ノ官ヲモトムルモ今ハウセニケリ。（傍点筆者）

- (56) 玉葉 嘉応二年八月廿九日条。
- (57) 吾妻鏡 文治二年四月三十日条。

- (58) 吾妻鏡 文治三年八月十九日条。
- (59) 玉葉 嘉応二年九月十七日条。
- (60) 玉葉 嘉応二年十二月三十日条。
- (61) 玉葉 承安元年四月廿二日条。
- (62)(63) 愚管抄 附録
- (64) 百鍊抄 承安二年三月十五日条。
- (65) 百鍊抄 承安二年十月十五日条。
- (66) 玉葉 承安二年三月十九日条。
- (67) 玉葉 承安二年三月廿二日条。
- (68) 玉葉 承安二年十月十一日条。
- (69) 玉葉 嘉応二年九月廿日条。
- (70) 愚管抄 第五
- (71) 註(69)に同じ。
- (72) 石母田正 「古代国家論」第一部 三一三頁
- (73) 玉葉 嘉応二年十月三十日条。
- (74) 玉葉 承安元年十月廿三日条。
- (75) 百鍊抄 承安元年十月廿三日条。
- (76) 太政官符案 治承四年二月廿日, 平安遺文三九〇三。
- (77) 玉葉 承安二年九月十七日条。
- (78) 玉葉 承安二年九月廿二日条。
- (79) 百鍊抄 承安三年三月三日条。
- (80) 玉葉 承安三年三月十三日条。
- (81) 玉葉 承安三年三月廿二日条。
- (82) 玉葉 承安元年十一月三日条。
- (83) 玉葉 承安元年十一月四日条。
- (84) 玉葉 承安元年十一月廿八日条。
- (85)(86) 玉葉 承安元年十二月二日条。
- (87) 玉葉 承安元年十一月廿八日条。
- (88) 本朝文粹 二
- (89) 玉葉 承安三年三月廿日条。
- (90) 百鍊抄 承安三年三月十二日条。
- (91) 玉葉 承安三年三月十日条。
- (92)(93)(94) 玉葉 承安二年十二月廿四日条。
- (95) 玉葉 承安三年五月廿九日条。
- (96) 玉葉 承安三年六月廿三日条。
- (97) 玉葉 承安三年七月一日, 三日条。  
もっとも、七月一日に奈良僧徒の「公請」をとめたものの九月の初めには免ぜられている。
- (98) 玉葉 承安三年六月三十日条。僧正尋範の所職は停止され寺務もとめられたという。
- (99)(100) 玉葉 承安三年十一月四日条。
- (101) 百鍊抄 承安三年十一月五日条。
- (102) 百鍊抄 承安三年十一月七日条。
- (103) 玉葉 承安三年十一月十二日条。
- (104) 註(103)に同じ。
- (105) 伊賀国司廳宣 延久元年閏十月十一日, 平安遺文一〇四一
- (106) 太政官符 延喜二年三月十三日, 類從三代格 卷十九。

(107) 官宣旨案 承安四年正月十八日、平安遺文 三六五二。

(108)(109)(110)(111) 玉葉 承安三年七月廿一日条。

(112) 玉葉 承安四年二月廿九日条。

(113)(114) 玉葉 承安四年三月八日条。

(115) 玉葉 承安四年五月廿八日条。

(116) 玉葉 承安五年五月廿六日条。

(117) 玉葉 承安四年一月七日条。

(118) 飯田久雄「武門の棟梁と古代政権」七一页

(119)(120) 玉葉 承安四年七月九日条。

(121) 玉葉 承安四年十月八日条。

(122) 玉葉 承安四年五月廿八日条。

(123) 玉葉 承安五年六月十日条。

(124) 玉葉 承安五年十一月十日条。

(125) 玉葉 承安五年十一月十一日条。

(126) 玉葉 承安五年十一月廿八日条。

(127) 玉葉 安元二年三月九日条。

(128) 玉葉 安元三年一月廿三日条。

(129) 玉葉 安元三年一月廿五日条。

(130) 玉葉 安元三年二月三日条。

(131) 玉葉 安元三年二月七日条。

(132)(133) 玉葉 安元三年三月五日条。

(134) 玉葉 承安三年五月二日条。

(135) 玉葉 承安四年三月十五日条。

(136) 玉葉 承安四年九月一日、十五日条。

(137)(138) 玉葉 承安五年三月九日条。

(139) 玉葉 承安五年四月一五日条。

(140) 玉葉 承安五年十月三日条。

(141) 玉葉 承安五年十月十一日条。

なお、この日、殿上人8名が「不仕」によって除籍となっている。

(142) 玉葉 安元二年七月八日条。

(143)(144) 玉葉 安元三年三月廿二日条。

(145)(146) 玉葉 安元二年十二月五日条。

(147)(148) 玉葉 安元三年三月十四日条。

(きたづめ まさお 本学人文学部教授 日本史学専攻)